

議 事 日 程 (第3号)

令和3年12月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について
- 日程第 4 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第74号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 発議第 7号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第11 議案第 8号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について
- 日程第12 議案第75号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第13 議案第76号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第75号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第15 議案第76号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について
- 日程第 4 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

- 日程第 9 議案第 74 号 財産の無償譲渡について
 日程第 10 発議第 7 号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
 日程第 11 議案第 8 号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について
 日程第 12 議案第 75 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）
 日程第 13 議案第 76 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第 14 議案第 75 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）
 日程第 15 議案第 76 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について
 日程第 17 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	8 番	世 利 孝 志
9 番	三 角 栄 重	10 番	猪 谷 繁 幸
11 番	田 ノ 上 真	12 番	田 原 重 美
13 番	三 上 政 義	14 番	今 村 桂 子
15 番	松 山 力 弥		

欠席議員（1名）

7 番	児 玉 求
-----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊

上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聡志
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今年最後の本会議となりましたので、議員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

ここで本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回提出された追加議案は、議員発議2件、補正予算1件、条例の改正1件でございます。付託議案及び議員発議を採決後、追加議案について提案理由を説明し、予算審査特別委員会及び文教厚生委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日等から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものです。

2ページ、3ページは改め文です。6本の条例を6条立てで改正をするものです。行政手続のオンライン化を見据えての改正で、押印するよう定めているものを削り、電磁的方法により行うことができるよう条文を改めています。

4ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

まず、第1条関係につきましては、須恵町職員のサービスの条例に関する条例の一部を改正する条例です。

第2条の改正前、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、2、「署名してからでなければ職務を行ってはならない」を「任命権者に提出しなければならない」に改めます。

次のページ、5ページをお願いします。別記1、改正後の宣誓書につきましては、一番下の氏名の右端に印とある記載を削って、署名のみとしています。

7ページをお願いします。第2条関係の須恵町はり・きゅう費支給条例の一部を改正する条例ですが、様式の改正です。

8ページをお願いします。別記2、改正後の須恵町はり・きゅう施術業者指定申請書の一番下、申請者氏名の右端に印との記載があるのを削っております。

10ページをお願いします。第3条関係で、須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例ですが、改正前の第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とします。

次に、第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中の改正前、「署名押印しなければ」を、改正後、「署名しなければ」に改めます。

12ページをお願いします。第4条関係で、須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例ですが、様式の改正です。

13ページ、別記3、改正後の須恵町カルチャーセンター使用許可申請書の氏名の右端に印との記載を削っております。

15ページをお願いします。別記4、改正後の須恵町カルチャーセンター使用許可書の須恵町教育委員会の右端に印との記載があるのを削っております。

17ページをお願いします。第5条関係で、須恵町地域活性化センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも様式の改正です。

18ページ、別記5、改正後の須恵町地域活性化センター使用許可申請書の下の方、氏名、団体名の右端に印との記載があるのを削っております。

20ページをお願いします。別記6、改正後の須恵町地域活性化センター使用許可書の一番下、須恵町長の右端に印との記載を削っております。

第6条関係で、須恵町福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも様式の改正です。

23ページ、別記7、改正後の須恵町福祉センター備品借用許可書の須恵町長の右端に印との記載を削っております。

3ページをお願いします。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

質疑として、使用許可書の領収済みの押印についてはどうなるものかというものがございました。回答は、変更なしということでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、消防団員の報酬等の基準の策定等に基づき、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページは、改め文でございます。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

第14条で、報酬を年額報酬に改めます。次に、15条で、手当を出動報酬に改めます。別表1で、改正前の団員の年額報酬2万8,000円を消防長が定める標準額3万6,500円に改めます。団員の上位階級である班長から団長までの報酬については、それぞれ同様に8,500円を加算し、標準額と均衡が取れるように変更しています。

別表2では、災害時の出動報酬については、消防長が定める標準額1日につき8,000円、半日以内の場合は半額と新たに定めております。

災害出動以外の訓練、警戒、その他の出動報酬は、業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡が取れた額となるよう、1日につき3,000円としています。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

質疑として、1日に2回の出動等があった場合の報酬はどうなるかというもの。回答として、形態が違う場合は、形態ごとに支給するとのこと。また、別表第2の摘要欄が、1回につきとしていたものが1日につきとなったのは、支給内容が手当から出動報酬への変更に伴うものという

ことをございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第67号財産の無償譲渡及び貸付についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第67号財産の無償譲渡及び貸付について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を無償譲渡し、貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、アザレア幼児園並びれいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園備品一式。

無償譲渡する日、令和4年4月1日。

貸し付ける財産、アザレア幼児園の土地及び建物、れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園の土地及び建物。

貸付けの期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間。

貸付価格、アザレア幼児園建物、月額50万円、れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園建物、月額30万円。

土地については、いずれも無償です。無償譲渡及び貸付けの相手方、アザレア幼児園、名称、社会福祉法人未来福祉会、所在地、福岡県古賀市花見南2丁目13番13号、代表理事長、薄秀治。れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園、名称、社会福祉法人豊和福祉会、所在地、福岡県福岡市東区下原2丁目22番3号、代表者理事長、薄和哉。

提案理由として、令和4年度から民営化することに伴い、運営法人が安定的な保育事業の提供ができるように、備品一式を無償で譲渡し、土地及び建物を貸し付けるため提案するものです。

なお、無償譲渡の備品は、職員・園児の机、椅子や電子ピアノ等の楽器類及び給食関係の冷蔵

庫等です。

質疑として、アザレア幼稚園の建物の貸付価格、月額50万円、れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園の建物の貸付価格、月額30万円の価格設定。根拠はどの質疑に、補助事業としての施設を建設した場合の事業所の費用負担4分の1を貸付期間30年で割った月額であると答弁がありました。

貸付けの相手方、同じ氏名だが、どういう関係かとの質疑に、代表者、理事長は兄弟であるが、プロポーザルで選考されたのが偶然兄弟だったということであるとの答弁がありました。

無償譲渡した備品が故障した場合は、相手方で修繕するのかとの質疑に、故障修繕については各法人で行ってもらうが、大きな修繕が発生し、補助対象となる場合は町が一部負担することがあるとの答弁がありました。

契約する法人は、ほかにもこのような事業を運営しているかとの質疑に、未来福祉会はほかに多数運営しており、豊和福祉会はこれが2例目となるとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第67号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第67号財産の無償譲渡及び貸付については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の予算審査特別委員会の報告をいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億3,178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,430万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

質疑としまして、歳入では、16款財産収入で不動産売却収入3,462万7,000円の詳細についての質疑では、筑紫野・古賀線用地買収に伴うもので4筆です。新原格納庫付近547平方メートル、平均単価は平米当たり6万2,600円、坪単価21万円ですとの回答でした。

17款寄附金では、篤志寄附金120万7,000円の詳細についての質疑では、栗本氏より100万円、明治安田生命の職員による出身地域への寄附配分20万7,000円の寄附がありましたとの回答でした。

歳出において、2款総務費では、庁舎棟補修工事請負費320万円の工事内容についての質疑があり、雨漏りのため、倉庫に防水シートを張り修理をするものですとの回答があり、契約事務管理システムの変更についての質疑では、契約管理システム競争参加資格申請受付システムにおいて、共同利用、電子入札が可能となったことによるものですとの回答がありました。

3款民生費では、障害者福祉サービス事業の扶助費増加についての質疑では、放課後等デイサービスの人数が86人から101人に増加、居宅ホームヘルプ事業の人数が44人から49人に増加したことによるものですとの回答でした。

4款衛生費では、住民検診事業における検診結果情報連携システムについて、PCR検査などの結果も閲覧できるのかとの質疑に、住民検診におけるがん検診、骨粗しょう症などの検診結果については、マイナンバーカードを所持し、アプリを入れれば携帯電話などでマイナポータルにアクセスし、個人の検診結果などを見ることができますが、PCR検査は入っていませんとの回答でした。マイナポータルなどの使い方の指導についての質疑では、いろんな機会に発信していく、今年度整備予定ですとの回答でした。その他、関連質疑において、ふるさと納税の現状についての質疑では、当初予算では昨年の実績並みで計上しているが、昨年より下回っている現状ですとの回答。コミュニティバスのコメリ内のバス停についての質疑では、バス停はコメリ内入口、門の駐輪場近くに小さな移動式バス停を置いているとの回答でした。11月臨時議会で補正した臨時特別給付金の給付方法についての質疑では、給付については国に須恵町は現金給付を希望すると回答したが、まだどうなるかは決定していない。12月に5万円の現金給付を行い、町としては3月の入園、入学時期に現金で支給したい考えですとの回答でした。

プロゴルファー三ヶ島かなさんの表彰の件は進んでいるのかとの質疑では、懸垂幕を作り庁舎に取り付ける予定で進んでいる。2月には町の広報誌で見開きページを使い、大きく取り上げたいと思っているとの回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第69号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,561万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,932万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。歳入です。

4款1項県補助金600万円の増額補正は歳出の保険給付費の増額に伴う普通交付金の増によるものです。

5款1項他会計繰入金1,961万3,000円の増額補正は、職員の人事異動に伴う給与費等繰入金の減額と令和2年度普通交付金の精算に伴うその他一般会計繰入金の増額によるものです。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費1,072万3,000円の減額補正は、職員の人事異動による人件費の減額です。

2款1項療養諸費の600万円の増額補正は、療養費の決算見込みによるものです。

3款1項医療給付費分11万4,000円の減額補正は、退職被保険者と医療給付分の県からの確定通知によるものです。2項後期高齢者支援金等分5万円の増額補正は、県からの確定通知によるものです。4項過年度給付金35万6,000円の増額補正は、令和2年度の退職被保険者の国民健康保険事業費納付金の精算による不足分の追加納付金です。

8 款 1 項償還金及び還付加算金 3,004 万 4,000 円の増額補正は、令和 2 年度普通交付金超過分返還による増額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 70 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 70 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 70 号令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 71 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 71 号令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9 番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第 71 号令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和 3 年度歳入歳出補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 3 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額にそれぞれ 29 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,329 万 5,000 円とするものです。

第 2 項で款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表歳入歳出補正予算によるとしています。

6 ページ、7 ページをお開きください。歳入です。

3 款 1 項他会計繰入金 29 万 5,000 円の増額補正は、職員の人事異動に伴い、一般会計からの人件費分の事務費繰入金を増額するものです。

続いて歳出です。8 ページ、9 ページをお願いします。

1 款 1 項総務管理費 29 万 5,000 円を増額補正は、職員の人事異動による人件費の増額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案71号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,993万7,000円とする。第2項款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるとしてしています。

6ページ、7ページをお願いします。歳入でございます。

5款1項他会計繰入金7万4,000円の減額補正です。これは一般会計繰入金の収支調整による減額です。

8ページ、9ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費40万5,000円の減額補正です。これは人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費33万1,000円の増額補正です。これは人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としてしています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第72号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第73号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。収益的収入および支出でございます。

1款1項営業費用338万2,000円の増額です。これは人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第74号財産の無償譲渡についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第74号財産の無償譲渡について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96号第1項第6号の規定により、本議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、イオンクラスター除菌脱臭装置17台。無償譲渡する日、令和4年1月31日。無償譲渡の相手方、須恵めぐみ保育園ほか町内の私立保育所等の11施設及び福祉施設

の放課後デイサービスの6施設となっております。

提案理由として、新型コロナウイルス感染防止対策として、将来の事業所等にイオンクラスター除菌脱臭装置を設置し、保育士及び施設職員が安心して働ける職場環境を提供するものです。

質疑として、無償譲渡する介護施設、放課後デイサービスの事業所は申請があったものが選定しているかとの質疑に、県に届出している施設を対象にしているとの答弁がありました。

シルバー人材センターも該当するのかとの質疑に、長期間の休みのときに子どもの預かり事業を行っているので、譲渡の対象としているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第74号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 発議第7号

○議長（松山 力弥） 日程第10、発議第7号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。提出者の説明を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 議案書の1ページをお願いします。発議第7号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則についてです。

この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて請願書に一律に求めている押印の義務付けを見直すため、提案するものです。

3ページの新旧対象表をお願いします。

第83条請願者の記載事項等において。第1項中の請願者の住所及び氏名を、及び請願者の住所に、また押印しなければを請願者法人の場合には、その名称を記載し、代表者が署名、また記名、押印しなければとし、請願者に必要としていた押印を見直したものです。

2ページに戻って、附則でこの規則は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第7号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第7号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第7号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 発議第8号

○議長（松山 力弥） 日程第11、発議第8号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 議案書1ページをお願いします。

発議第8号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について。

上記議案を須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、新疆ウイグル自治区で大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮していますが、日本政府は「人権状況について懸念を持って注視している」という趣旨の発言にとどまっています。よって、本町議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請するものです。

2ページに提出する意見書を記載しております。

内容につきましては、全員協議会で確認しておりますので、割愛いたします。

3ページに意見書の提出先を記載しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第8号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第8号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第8号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定

しました。

日程第12. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億7,475万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

14款2項国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費及び給付事業国庫補助金で3億44万6,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金3,000万円を増額補正してあります。

続いて、3ページ。歳出です。

3款2項児童福祉費は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で3億44万6,000円の増額補正。

7款1項商工費は、小規模事業者経営継続支援補助金3,000万円の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第75号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしを認めます。よって、議案第75号を予算審査特別委員会に付

託します。

日程第13. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

須恵町国民健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金の規定でございます。

今回の改正は、健康保険法施行令第36条に規定されている出産育児一時金の支給額が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日に施行されることに伴い、本条例で規定する出産育児一時金の支給額を健康保険法施行令の改正に合わせて、40万円4,000円から40万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、令和4年1月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託します。

ここで、お諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を予算審査特別委員会及び文教厚生委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時31分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

日程第14. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億3,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億7,445万1,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、小規模事業者経営継続支援補助金の審査延長についての質疑があり、審査は地域振興課でしており、申込みが昨日までで49件、4,000万円となっていますので、申込みは12月20日までですが、6,500万になった時点で締め切りしますとの回答でした。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務文書についての質疑があり、12月23日に、児童手当支給世帯には一括で10万円を支給します。国からは来年、町に支給分が来ますので、町が一時その金額を充当します。支給世帯へは5万円支給の文書を送付していますので、10万円文書を作成・印刷して送付します、との回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第75号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なし

と認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによるものです。

今回の改正は、健康保険法施行令第36条に規定されている、健康保険の被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の支給額が改正されたことに伴い、条例の支給額の規定を改正するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。須恵町国民健康保険条例第4条に、出産育児一時金について規定しており、現行の条文では被保険者が出産したときに、健康保険法施行令第36条の規定と同額の40万4,000円を世帯主に支給するとしています。健康保険法施行令第36条に定める支給額は、令和3年8月4日に40万8,000円に改正されたことに伴い、本条例の規定を改正後の条文どおり、出産育児一時金として40万8,000円を支給すると改正するものです。

この制度改革によって、出産に対して支給される出産育児一時金の内訳が見直されますが、支給される総額は維持されます。

2ページに戻ります。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

質疑として、産科医療補償制度1万6,000円が1万2,000円に変わった理由というのが説明されましたが、これは制度改革によるものです。保険料が変わることなく例年どおりの金額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成として可決しております。

以上です。

- 議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第76号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（松山 力弥） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。議会運営委員会より議会運営及び長期欠席議員等の取扱いについて、総務建設産業委員会より防災の取組及び消防団組織について、文教厚生委員会より小中学校の学力向上の取組、新たな美術館の在り方について、広報特別委員会より議会広報の編集について、議員定数調査特別委員会より議員の定数に関する調査について。

以上、各委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17. 議員の派遣について

- 議長（松山 力弥） 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

平松町長。

- 町長（平松 秀一） 一部答弁を保留しておりました一般質問についての発言の機会を求めます。

追加日程第1. 一般質問の一部答弁保留による町長の答弁について

○議長（松山 力弥） お諮りします。ただいま平松町長より、12月10日の一般質問において一部保留していました答弁について発言の許可が求められました。これを日程に追加し、追加日程第1として、町長の発言を許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一部保留していた一般質問の答弁について、日程を追加し追加日程第1として、町長の発言を許可することに決定しました。

追加日程第1、発言を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 最終本会議にお時間を取っていただきありがとうございます。

先の一般質問において、田ノ上総務建設産業委員長の一般質問で保留させていただいておりました来期町長選挙に対する出馬についてでございますが、地元後援会の会長並びに役員の方に御相談申し上げました。今まで行ってまいりました事業を御説明申し上げ、成果を上げつつあることを御理解いただいております。

あわせて、来年度以降における須恵町の課題や今後の展望を御説明申し上げ、かなりのボリュームで大規模事業に取り組まなければならないこと、この4年間で準備してきたことなどをお伝えし、特に次期ごみ処理施設が令和9年度末に迫っていることや、老朽化したし尿処理施設の方針決定など、我が町だけで解決するのではなく、篠栗町・粕屋町でスクラムを組み、志免町・宇美町を巻き込んだ一大事業であることを含め、須恵町独自のこれからの喫緊の課題が山積していることなどをお伝えしました。その結果、次期町長選挙に出馬し、支援していただいた町民の方々の期待に応えることが使命であるという言葉を受けました。

私も自分自身の気力・体力はまだ充実しており、また、今、町政から離れることは無責任であると判断し、力の限りこれからの懸案事業に取り組むべきだと判断いたしました。よって、来年実施される須恵町長選挙に立候補することを、この場を借りて御報告させていただきます。誠心誠意努めてまいりますので、御支援・御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。（拍手）

○議長（松山 力弥） ただいま、町長より次期町長選への出馬表明がありました。これからも、須恵町が住んでよかったと実感できる町になることを望みます。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂

正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。令和3年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時46分閉会
